

# 国民年金の障害基礎年金・遺族基礎年金を「ご存知ですか？」

## 障害基礎年金

●病気や事故で障害が残ったときに

国民年金加入中（または加入していた方で60歳～65歳未満のとき）に初診日（初めて医師の診断を受けた日）のある傷病で、初診日から1年6ヶ月たったときに請求できます。65歳になる前に国民年金を繰上げ請求した方は、請求できません。

\*初診日から1年6ヶ月後が20歳より前のときは、20歳になったときに請求できます。  
\*初診日から1年6ヶ月後に請求せず、その後に障害が重くなった場合は、65歳になるまで請求できます。

\*保険料納付期間（保険料免除を含む）が加入期間の3分の2以上ある方または、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がない場合に対象となります。

### 平成23年度の年金額

1級 986、100円  
2級 788、900円

受給権発生時または、発生後に生計を共にする18歳未満の子がいるときは、加算があります。

※身体障害者手帳などの等級とは異なります。

## 遺族基礎年金

●一家の支え手（夫）を失ったときに

国民年金加入中で年金期間を満たした夫、老齢基礎年金を受けられる期間のある夫が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた18歳未満の子のある妻、または子に支給されます。

支給されるのは、子が18歳になったあとの最初の3月分までです。

### 平成23年度の年金額

妻が受けるとき  
1、015、900円

（子1人分の加算額含む）  
子が受けるとき  
788、900円

生計を共にする18歳未満の子が2人以上いるときは、別途加算があります。



### ◆問い合わせ先

米子年金事務所（旧米子社会保険事務所）

☎ 0859・34・6111

本庁・住民生活課

☎ 0859・54・5210

大山支所総合窓口課

☎ 0859・53・3311

中山支所総合窓口課

☎ 0858・58・6114

## 浄化槽の適正な管理を お願いいたします

浄化槽は、公共下水道が整備されていない区域などで、水洗便所の汚水や風呂・台所などの生活雑排水の汚れをきれいにし、川等へ放流するための設備です。

しかし、浄化槽の管理が不十分な場合、汚れたままの汚水が川等へ流れ出てしまい、悪臭や河川等の水質汚濁の原因になることがあります。大切な自然を守り、また生活環境を保全するため、浄化槽を使用されている方は「浄化槽管理者」として浄化槽法に基づき適正な管理が義務づけられています。

また、引越など浄化槽管理者が変更になったとき、浄化槽を廃止したときなどは、必ず鳥取県西部総合事務所まで届け出てください。



### 定期的に必要な 管理作業等

- ① 保守点検（年3～4回以上※、県知事登録の保守点検業者に依頼）
- ② 清掃（年1回以上※、市町村長許可の清掃業者に依頼）
- ③ 定期検査（年1回、指定検査機関・（財）鳥取県保健事業団「☎ 0859・39・3288」に依頼）

※保守点検・清掃の回数は浄化槽の規模や種類により異なります。

### ◆問い合わせ・届出先

鳥取県西部総合事務所

☎ 0859・31・9323

FAX 0859・31・9333

とりネット

<http://www.pref.tottori.lg.jp/joukasou/>

joukasou/